



LEGAL ARTICLE

2021年10月

特別投資優遇規制に関する首相決定第 29/2021/QĐ-TTg 号

2021年10月6日、政府首相は、2020年投資法第 61/2020/QH14 号（投資法）第 20 条に定める特別投資優遇措置（特別投資優遇措置）の細則として、首相決定第 29/2021/QĐ-TTg 号（29 号決定）を發布した。以下、同決定による主要な改正点を紹介する。

1. 適用除外¹

29 号決定は、特別投資優遇規制の適用対象外となる企業として、▽外国投資家が定款資本金の 50%超を保有する企業(外資マジョリティ企業)、▽外資マジョリティ企業が定款資本金の 50%超を保有する企業、▽外国投資家と外資マジョリティ企業の保有比率合計が 50%超を保有する企業、と明記した²。これにより、外国から直接または間接に投資を受けている企業のうち、特別投資優遇措置の対象となる企業は、▽外国投資家が定款資本金の 50%以下を保有する企業、▽外資マジョリティ企業が定款資本金の 50%以下を保有する企業、▽外国投資家と外資マジョリティ企業の保有比率合計が定款資本金の 50%以下を保有する企業に限定されることになる。

2. 高度技術および技術移転に関するプロジェクトの基準

29 号決定は、投資法および同法施行令第 31/2021/ND-CP 号が特別投資優遇措置の適用対象として規定する、高度技術プロジェクトおよび技術移転プロジェクトについて、それぞれ、レベル 1・レベル 2 に区分した。

高度技術プロジェクトのレベル 1 は、(1) 高度技術による売上高が同プロジェクトの年次純売上高の 70%以上であること、(2) 仕入価格（輸入または国内で購入される製造用の資材・部品の価格）を控除した研究および開発（R&D）の経費総額が純売上高の 0.5%以上であること、(3) R&D を直接実施する労働者が同プロジェクトの労働者全員の 1%以上であること、の全ての基準を充足することが求められる³。レベル 2 は、上記 (1) について 80%、(2) について 1%、(3) について 2%の基準を充足することが必要とされる⁴。

技術移転プロジェクトについては、技術移転に関する法令による移転奨励技術の移転ライセンスが必要であることを明記したほか、▽レベル 1 は、優遇対象企業に対する投資登録証明書（IRC）または投資方針承認決定の発行

¹ 29 号決定第 2 条第 1 項

² 投資法第 23 条第 1 項

³ 29 号決定第 3 条第 1 項 a 号

⁴ 29 号決定第 3 条第 1 項 b 号



日から5年以内に技術移転を受けたベトナム企業数が3社未満であること⁵、▽レベル2は、技術移転を受けたベトナム企業数が3社以上であること⁶、と規定した。

3. 法人所得税・土地または水面賃料に関する優遇措置

29号決定は、法人所得税の優遇税率・減免措置、土地または水面賃料に関する優遇措置の具体的内容を規定した。

(1) 法人所得税の優遇税率⁷

対象プロジェクトの条件に応じ、(ア) 37年間5%、(イ) 33年間7%、(ウ) 30年間9%のいずれかの優遇税率が適用される。高度技術プロジェクト・技術移転プロジェクトのレベル1には(イ)、高度技術プロジェクト・技術移転プロジェクトのレベル2には(ア)の税率が、それぞれ適用される。

(2) 法人所得税の減免措置⁸

法人所得税の減免として、(ア) 5年間免除、その後10年間50%減額、(イ) 6年間免除、その後12年間50%減額、(ウ) 6年間免除、その後13年間50%減額、の3つの措置を設けた。高度技術プロジェクト・技術移転プロジェクトのレベル1は(イ)、高度技術プロジェクト・技術移転プロジェクトのレベル2は(ウ)が、それぞれ適用される。

(3) 土地または水面賃料に関する優遇措置⁹

土地または水面賃料の優遇措置として、(ア) 18年間免除、その後の賃貸期間55%減額、(イ) 20年間免除、その後の賃貸期間65%減額、(ウ) 22年間免除、その後の賃貸期間75%減額、の3つの措置が設けられ、高度技術プロジェクト・技術移転プロジェクトのレベル1は(イ)、高度技術プロジェクト・技術移転プロジェクトのレベル2は(ウ)が適用される。

⁵ 29号決定第3条第6項a号

⁶ 29号決定第3条第6項b号

⁷ 29号決定第5条

⁸ 29号決定第6条

⁹ 29号決定第7条

Disclaimer: The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.



ご質問は下記まで：

[ホーチミンオフィス]

岡田英之 Hideyuki Okada/小林 亮 Ryo Kobayashi/Nguyen Thi Hong Phuc/Le Thi Bich Tram/Dao Thi Lan Anh

Tel: +84-28-6299-0666

Email: hochiminh@tmi.gr.jp

[ハノイオフィス]

岡田英之 Hideyuki Okada/小幡葉子 Yoko Obata/Le Phuong Lan/Nguyen Le Tram/Nguyen Thu Huyen/Le Duc Son

Tel: +84-24-3826-3826

Email: hanoi@tmi.gr.jp

Disclaimer: The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.